

次世代交通ビジョンおきなわ策定委託業務（R8） 仕様書

1. 委託業務名

次世代交通ビジョンおきなわ策定委託業務（R8）

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務目的

沖縄県内における陸上交通は、慢性的な中南部都市圏の交通渋滞や、公共交通空白地域などの課題がある中、人口減少・高齢化の進展など、社会構造の変化等の展望も踏まえ、将来の公共交通のあり方など、戦後100年に向けて、議論する時期にきている。

県では、自家用車への過度な依存を脱却し、県民生活の質の向上、地域経済活性化、カーボンニュートラル、世界から選ばれる持続可能な観光地などを実現するため、『中南部都市圏の慢性的な交通渋滞の解消』、『公共交通空白地域の解消』を2本の柱に、戦後100年の県内の陸上交通の将来像を描く構想を策定する。

対 象：沖縄県内の陸上交通

取 組：①望ましい公共交通の将来像の構築

②望ましい公共交通の将来像と現状イメージの作成

（20年後の公共交通の姿を、現状のままの姿と望ましい姿の間のギャップを確認）

③望ましい公共交通の将来像を実現するための課題の整理

④望ましい公共交通の将来像を実現するための取組の方向性を検討

4. 業務内容

令和7年度は、公共交通の将来像（ありたい姿）を描くため、県民、各分野のステークホルダー、交通事業者、市町村等からの意見収集や、参画による検討を進めながら、沖縄県内の陸上交通に関する構想（次世代交通ビジョンおきなわ）の骨子案を作成することとしている。

令和8年度は、令和7年度に作成する骨子案を踏まえ、県民や各種ステークホルダー、交通事業者、市町村等からの意見を聴取するとともに、望ましい公共交通の将来像を実現するための取組の方向性を地域ごとに検討し、次世代交通ビジ

ョンおきなわを策定する。

(1) 実施計画の作成及び実施準備

本業務に必要となる計画（実施手法、スケジュール等）を作成し、業務の実施に向けた準備を行う。

(2) 地域ごとの交通のあり方の検討

①交通のあり方の複数案と比較項目の設定

未来像で提示した姿を実現するため、交通システムが抱える課題の改善につながると考えられる交通のあり方の複数案を検討する。交通のあり方の検討に当たっては、県内の各地域の状況を踏まえ、地域ごとに整理するものとする。

また、交通のあり方の複数の案を比較するための比較項目を検討する。比較項目は、交通システムが抱える課題との関係がわかるよう整理する。

②複数案の比較を通じたあり方の整理

前項で設定した交通のあり方の複数案について、比較項目に照らして比較を行う。比較結果を踏まえ、各地域における交通のあり方を取りまとめる。

※都市交通マスタープランや、沖縄県総合交通体系基本計画などの関連計画等とも連携し検討を深めること。

(3) 地域ごとの取組の方向性の検討

(2)で取りまとめた交通のあり方を踏まえ、各地域で実施すべき取組の方向性を検討する。検討に当たっては、それぞれの地域の実情を踏まえた取組を提案する。

(4) 県民参画の実施及び県民等の理解醸成

①計画プロセスの更新

過年度作成した計画プロセスについて、検討の進捗にあわせて随時見直し、更新する。

②ワークショップの企画、実施

ビジョンの取りまとめにあたり、県民等の意見を把握するためのワークショップを企画し、運営にかかる事前準備、会場設営、資料の作成、進行、意見の収集及び整理を行う。ワークショップは1か所で3回程度の実施を想定する。なお、ワークショップの開催及び運営にかかる支払いの必要な経費は、積算に含めるこ

と。

③ オープンハウスの企画、実施

ビジョン取りまとめにあたり、県民等の意見を把握するためのオープンハウスを企画し、運営にかかる事前準備、会場設営、資料作成、意見の収集及び整理を行う。オープンハウスは2か所で各2日間程度の実施を想定する。オープンハウスの開催及び運営に係る支払い等の必要な経費は、積算に含めること。

④ ホームページの更新

過年度に開設したホームページについて、計画検討の進捗に合わせて必要な掲載コンテンツを作成し、適宜更新を行う。

⑤ 県民意見の整理・分析

別事業で聴取した県民意見等について、整理・分析を行い、次世代交通ビジョンおきなわ（素案）へ反映させる。

⑥ パブリックコメントの実施

次世代交通ビジョンおきなわ（素案）に対するパブリックコメントの実施を支援する。パブリックコメントは2週間程度の実施を想定し、収集した意見の整理及び対応案の検討を行う。

(5) 検討会の運営等

① 有識者会議の運営

次世代交通ビジョンおきなわ策定に向けた議論を行うため、次世代交通ビジョンおきなわ策定に関する有識者会議を開催・運営する。会議の運営にかかる会場設営、会議資料の作成、会議記録の作成、出席委員への謝金や旅費の支払い業務等を行う。なお、これら経費は積算に含めること。

なお、会議で使用する資料等については、検討会開催の1週間前には県の確認まで終えること。

【検討会開催予定】

- ・開催回数：4回程度
- ・時 間：2時間程度

② 庁内・庁外関係者による策定検討会議等運営支援

次世代交通ビジョンおきなわの策定に向けた議論を行うため、庁内・庁外の関

係者による策定検討会議の体制構築、資料の作成、その他会議の運営に関して必要な支援を行う。

【庁内・庁外関係者による策定検討会議開催予定】

- ・開催回数：4回程度
- ・時 間：2時間程度

(6) 次世代交通ビジョンおきなわ（案）の作成

上記（1）から（5）の業務を踏まえ、次世代交通ビジョンおきなわ（案）を作成する。

(7) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、必要に応じ実施するものとし、オンラインでの対応も可能とする。また、協議内容は認識共有のためメモを作成し、県の確認を得ること。

(8) 報告書作成等

本業務の報告書は、上記（1）～（6）の基礎情報及び検討結果や必要なバックデータ、図表について盛り込まれていること。

報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成すること。

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・本ビジョン 冊子版（A4版・カラー）：電子データ
- ・本ビジョン 概要リーフレット（A4版カラー）：電子データ
- ・その他担当職員から指示のあったもの：1式
- ・報告書（A4版）：1部
- ・報告書（概要版）：1部

6. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認

める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7. 委託業務の経理等

- ・ 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の用途を明らかにすること。県からの求めがあった場合には、当該委託業務に係る支出について報告すること。
- ・ その支出額や内容に疑義を生じた場合は、領収書等の証憑や説明を求める場合がある。

8. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

9. 特記事項

- 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- 本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- 本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。
- 本仕様書に記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。